

令和8年度学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要項

社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会

1. 交付の目的

小・中学校の学童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、学童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的とする。

2. 交付の対象

この助成金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校（以下「福祉協力校」）における、社会福祉に関わる活動を行うために必要な経費を助成する。
- (2) 福祉協力校を対象とし、社会福祉施設等で実施する体験活動等に必要な経費を助成する。

3. 福祉協力校における活動

福祉協力校においては、それぞれの実情に合わせ、社会福祉に関わる活動を行う。

〈活動の例示〉

○広報・啓発活動

- ・福祉講演会、福祉映画会、福祉展示会等の開催
- ・学校新聞等の作成配布

○調査・研究活動

- ・地域福祉関係調査、まちづくり点検活動、自然環境調査

○体験学習を目的とした実践活動

- ・社会福祉施設等での訪問・交流活動や宿泊を伴う体験活動
- ・提携校制度の実施（特別支援学校、盲・ろう学校、福祉施設等との日常的な交流、相互協力の推進）
- ・地域内の社会福祉関係機関・団体との交流活動
- ・体育祭・文化祭等学校行事への老人、障がい児者の招待
- ・地域社会への奉仕活動
- ・老人や障がい児者のための用具等の創作・製作活動
- ・国際理解・援助活動

○社会福祉関係行事への参加

- ・ボランティア講座、赤い羽根共同募金等

- 福祉協力校相互間の交流
- その他、目的達成に必要な活動

4. 交付額

この助成金の交付額は、1校あたり4万6千円を限度とする。

5. 申請手続

この助成金の交付申請は、当会あて指定する期日までに申請書・実施計画書（様式9、様式3）と学校要覧を提出するものとする。

6. 変更申請手続

この助成金の交付決定後において事情により申請内容に変更が生じた場合は、都度当会に連絡するものとする。

7. 実績報告

事業に係る実績報告は、3月末日までに報告書・精算書（様式6、様式7、様式9）を当会あてに提出するものとする。

8. 経費処理

この助成金の経費処理については、次のとおりとする。

- (1) この助成金の使途は、福祉協力校の運営に要する諸謝金、旅費交通費（公共交通機関）、消耗品費、材料費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、印刷製本費、調査研究費とする。

※助成対象外経費

備品（デジカメ、プリンター、DVDデッキ等）、車両燃料費、飲食代、福祉施設等への寄付・寄贈品購入費等

- (2) 交通費など領収書の取れないものについては、学校長の支払証明書で可とする。

- (3) 剰余金が発生した場合は、返還するものとする。

- (4) 上記の対象、対象外経費について判断が難しい場合は当会へ連絡するものとする。

※本要項に沿って、適切に会計処理をしていただきますようお願いいたします。